

春日部市環境都市宣言の解説

1 宣言の目的

春日部市は、春日部市環境基本条例（平成19年3月制定）をもとに策定した春日部市環境基本計画（平成20年3月策定）や春日部市総合振興計画（平成20年3月策定）に基づき、各種の環境施策を展開してきました。

今後、これらの計画をさらに推進し、先人から引き継いだ恵み豊かな環境を将来の世代に残していくためには、市民、事業者、行政など各主体の参加と協働による取り組みが必要となっています。

このため、環境基本計画で掲げる環境像「自然と人とが共生し、未来につなぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」の実現をめざすことを広く内外に向け宣言し、環境の保全と創造を進める取り組みをより一層推進していくものです。

2 宣言名について

宣言名については、「春日部市環境都市宣言」とします。「環境」という文言が、もともと幅広い定義を持つものであり、幅広く捉えられる意味で、「春日部市環境都市宣言」という宣言名が適切と考えました。

3 宣言文について

宣言文は、各種団体から選出された代表者による春日部市環境に関する都市宣言市民懇談会において、6回の検討を行い原案をまとめ、その後庁内組織である環境に関する都市宣言策定委員会を経た後、市民意見提出制度の意見及び春日部市環境審議会の意見を踏まえ、宣言文が作成されました。

宣言文は宣言をあらゆる世代の人に分かりやすいように、最初に前文を置き、その後に市民・事業者・市の取り組む決意文を箇条書きとしました。

4 その他

平成21年3月春日部市議会定例会に、「議案第14号春日部市環境都市宣言について」として上程し、平成21年3月19日に原案可決され、平成21年4月1日に施行されました。

5 宣言文の内容について

前文について

春日部市は、江戸川、大落古利根川に代表される多くの水辺をはじめとした自然や、広々とした田園の中に都市機能と拠点性を持ち合わせています。また、日光街道第四の宿場町としての歴史や日本一の大凧をはじめとする伝統文化、桐たんすなどの伝統産業と豊かな農の恵みに育まれたまちとして発展してきました。

解説

ここでは、本市の自然、都市、歴史、伝統文化、産業に育まれたまちとして発展してきたことを表しています。

春日部市は、江戸川、大落古利根川、古隅田川などの大小の河川や、その水の恩恵を受けた田園を有しています。一方、国道4号バイパスや国道16号などの道路交通網や東武伊勢崎線及び野田線の鉄道交通網にも恵まれ、さらに、春日部税務署や埼玉県春日部地方庁舎など国や県等多数の行政機関があり、自然と都市機能及び拠点性が調和したまちを構成しています。

さらに、江戸時代から粕壁宿としての宿場町の歴史及び日本一の大凧あげの伝統文化、桐たんす工芸に代表される伝統産業、水利に恵まれた稲作を中心とした農業など、各要素に育まれたまちとして発展してきました。

高度経済成長の頃から、それまでの生活様式や産業構造が変化し、水・空気・大地の汚染などによる環境への負荷を発生させ、温暖化に象徴される地球環境の危機に及んでいます。

今こそ、わたしたちは暮らしを見つめ直し、未来に向け、より良い環境をつくり育てていかなければなりません。

解説

ここでは、生活様式や産業構造の変化による環境への影響、環境問題に対して暮らし方を見直し、将来に向けて努力をすることを表しています。

昭和30年代から昭和40年代にかけての日本における高度経済成長時代から私たちの暮らしが便利で豊か（生活様式の変化）になると同時に、産業も第1次産業から第2、3次産業への比率が高まり（産業構造の変化）事業活動が大量生産・大

量消費型の安定した豊かな生活により人口が増加しました。

数十年での生活様式や産業構造の変化は、人間が自然環境に与える影響（環境への負荷）が格段に強まり、地球温暖化や生態系の破壊など地球規模の環境問題となっています。

この環境問題は決して先送りできる問題ではなく、私たち一人ひとりが、環境問題を受け止め、今からすぐに、自分が出来ることから真剣に取り組まなければなりません。今までの生活様式や事業活動を見直すことで、環境への負荷の低減に努め、持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会及び循環型社会並びに自然共生社会の実現に向けて努力することにより、将来の世代に、より良い環境をつくり育てていかなければなりません。

わたしたち、地球に生きる春日部市民は、心を一つにして、自然と調和した春日部市を目指すため、ここに「環境都市」を宣言します。

解説

ここでは、未来の子どもたちに、豊かな自然環境を引き継いでいくために、市民・事業者・市の三者により、環境都市を目指すことを表しています。

市民・事業者・市の全ての人々が一体となって、環境に配慮した取り組みを行うことで、多くの生きもの、清らかな水、澄んだ空気に代表される自然と人々が共に生きる、調和された、地球にやさしい環境都市を目指すことを宣言します。

箇条書き文について

項目数を3項目とし、春日部市環境基本条例第3条に規定する「理念」の要素となっている「循環」「共生」「参加」「協働」「保全（創造を含む。）」「継承」の要素をそれぞれの項目に含ませています。

— わたしたちは、水と緑と澄んだ空気を大切にし、自然と人々が共生したまちをつくりま
す。

解説

春日部市環境基本計画では、目指す環境像を「自然と人々が共生し、未来につな

ぐ環境をみんなで育てまもるまち・春日部」としています。本市の自然環境を健全な状態で次の世代に伝えるため、生きものや緑などの多様な自然の保全と創造を推進し、良好な状態で自然と人とが共に生きることのできる「自然共生社会」のまちづくりを目指すものです。(共生・保全・継承)

ー わたしたちは、「もったいない」を合言葉に、ごみを減らし、エネルギーを節約し、低炭素社会を担うまちをつくれます。

解説

「もったいない」は人や物に対する感謝の気持ちと大切に使う心を表した言葉であり、全ての春日部市民が生活様式や事業活動の見直しによる省エネ・省資源の実行や新エネルギー（太陽光発電等）の活用などにより、化石燃料の消費による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を減らすこととするものです。そして、温室効果ガスの排出量を自然が吸収できる量まで減らすことのできる社会、すなわち低炭素社会を構築することで、温暖化による異常気象や海面上昇が抑えられることにより、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」のまちづくりを目指すものです。(循環・継承)

ー わたしたちは、環境について学び、伝え合い、家庭や地域から、積極的に行動し、地球にやさしいまちをつくれます。

解説

現在の環境問題は、地球温暖化をはじめとした地球規模の極めて重要な問題となっています。

そのため、全ての春日部市民が、環境問題について学び、認識し、互いに教え合い、皆が積極的に省エネ・省資源などの生活様式を見直すなど、身近なことから、また出来ることから積極的に取り組み、環境への負荷が少ない社会（低炭素社会及び循環型社会並びに自然共生社会）を目指すものです。(参加・協働)